

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午前九時開議

○榊屋委員長

これより会議を開きます。情報通信及び電波に関する件、特に公共放送のあり方について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、参考人として日本放送協会経営委員会委員長浜田健一郎君、日本放送協会監査委員会委員長上田良一君、日本放送協会会長榊井勝人君、副会長堂元光君、専務理事吉国浩二君、専務理事石田研一君、専務理事板野裕爾君、理事福井敬君及び理事森永公紀君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○榊屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として総務省情報流通行政局長安藤友裕君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○榊屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○榊屋委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。階猛君。

○階委員 おはようございます。民主党の階猛です。

上田監査委員、常勤の監査委員であり、今回ハイヤー問題について調査をされた、また、三菱商事ではリスクマネジメント部長も務められたと伺っております。そういう専門的な立場で答え願いたいと思います。

まず、個別の件ではなくて一般論としてお尋ねしますけれども、NHKの会長が、NHKにハイヤー代金を支払わせる意図を持って、私用のために会社で契約するハイヤーを利用したという場合どのような法的問題が生じるとお考えですか。

○上田参考人 お答えさせていただきます。

今、先生の方からあった御質問は、仮定の御質問ということで、したがいまして、私の方からはお答えを差し控えていただきたいたいというふうに思います。

○階委員 いや、今、仮定でも何でもありませんよ。法的な一般論を聞いていますよ。

要するに、まあ、NHK会長でなくてもいいですよ、会社のトップが、会社で契約しているハイヤーを私用のために利用して、その代金は会社に負担させる意図を持っていた場合、こういう場合にどういった法的問題が生じるといえることですか。

法律の専門家であれば当然わかっている、コンプライアンスの専門家であれば当然わかっていることを確認のために聞いております。

○上田参考人 全くの一般論というお話であれば、公のお金を私的に利用するということは、これは法律的にも問題があるというふうには理解いたします。

○階委員 法的にどのような問題が生じますか。具体的に、どういう法令の違反ということが生じることかということをお答えいただけますか。

○上田参考人 お答えいたします。法的問題の詳細にわたりますとは、慎重にお答えしなくちゃいけないということで、私の方からはお答えを差し控えてさせていただきます。

○階委員 それで本当にこの問題の本質を理解した上で調査をされているかどうか、私は疑問です。これは、場合によっては、刑法上の背任罪にも当たり得るんじゃないですか、どうですか。一般論として、先ほどのケースについて、私の設例したケースについて、背任罪も成立するんじゃないですか。法令違反というのであれば、具体的な条項についてお答えください。

○上田参考人 お答えします。

先ほどお答えいたしましたように、法的問題に関しましては、慎重な対応が必要だということ、

ここではお答えを差し控えさせていただきます。

○階委員 それでは、今回の調査について、もう一度監査委員にお尋ねしますけれども、私は、今回のケースで一番重要なのは、本当に会長が当初から支払う意思があつて私用でハイヤーを利用したかどうかという点だと思えます。当初から支払う意思がなくて、私用で会社のハイヤーを利用して会社に代金を負担させる意思であれば、私は背任と思つていますから、ポイントは、当初から支払う意思があつたかどうかだと思いますが、その点については重々留意されて調査されたということでしょうか。

○上田参考人 お答えさせていただきます。

調査の過程で聴取いたしました具体的な内容については、公表することを差し控えたいと考えますけれども、監査委員会としましては、みずから直接、関係部局や秘書室を対象にヒアリング等を行い、複数の対象者からの聴取内容等を総合的に勘案して、監査委員会報告書記載のとおり事実関係を確認し、本件について、私用目的の利用での手配の要請であること、会長が手配を要請した時点で、みずからハイヤー代金を負担することについては会長と秘書室のいずれも承知していたと判断いたしました。

なお、複数の対象者からの聴取内容は、主要な点において一致しており、これを覆すような事実等は見られませんでした。

以上です。

○階委員 まず私の質問にちゃんと答えてください。ポイントはどこにあるか。私は、当初支払う

意思があつたかどうかということがポイントだったと思つていただけます。具体的な調査のやり方がどうだったかということじゃなくて、そういうポイントが重要だということは理解されていましたか。

○上田参考人 お答えいたします。

監査委員会は、繰り返しになりますけれども、みずから直接、関係部局や秘書室を対象にヒアリング等を行い、複数の対象者からの聴取内容を総合的に勘案して、監査委員会報告書記載の事実関係を確認いたしました。

監査委員会としましては、関係部局や秘書室を中心としたヒアリング等により、所要の事実関係を、報告書記載の事実関係を確認することができたこと認識しております。（階委員「答えていないですよ」と呼ぶ）

○榊屋委員長 階君、いま一度。（発言する者あり）  
静粛に願います。

委員長から申し上げます。上田参考人におかれましては、質問者の趣旨をよく酌んでお答えを願いたいと思えます。いま一度答弁を求めます。

参考人上田日本放送協会監査委員。

○上田参考人 先ほどの答弁と同じになりますけれども、監査委員会は、みずから直接、関係部局や……（階委員「もういいです。結構です。時間をもつたない。退いてください」と呼ぶ）

○階委員 それでは、委員長にお願いしますけれども、先ほど、法例違反が生じ得るという中で、具体的なことは調査しないとわからないというような趣旨でした。

具体的にどういう法令違反に当たり得ると考えているのかどうか、後で資料を提出するように求めます。

○榊屋委員長 ただいまの委員の御発言については、後刻理事会で協議をいたします。

なお、この委員会の場で明らかにできることはお取り組みをお願いしたいと思います。

○階委員 それでは、榊井会長にお尋ねします。先日も部門会議でお聞きしましたけれども、当初、十二月の二十六日、代金は私が支払うからと秘書室長に言ったというお話でした。

その説明を受け取れば、会社に代金を支払わせる意図は確かになかったんだろうというふううに受け取りますけれども、その後の経緯、例えば、本当に代金を支払う意思があつたのであれば、降車時に現金で払ってもいいだろうし、あるいは乗車票にそのときにサインしてもいいだろうし、代金の支払い時期や方法について運転手にその場で確認したり、あるいは出社した後に秘書室長に確認したりということがあつてもいいはずなんですよ。ところが、そのあたりについて、全く調査報告書では明らかにされておられません。

そういうことから勘案すれば、私は、会長としては、会社に負担させる意思はなかったにしても、成り行きに任せて、請求が来れば支払えばいいし、請求が来なければそれはそれでしようがないということを考えていたのではないかとこの報告書の内容からは見てとれます。

そのときの意思はどうだったんでしょうか。成り行き任せではなかったんですか。

○**靱井参考人** お答えいたします。

十二月二十六日に車の手配を依頼したときに、秘書室長と話して、これは公用車ではなくてハイヤーにすると。なぜハイヤーにするかといえば、公用車では個人的な負担がわかりませんから……（階委員「端的に答えてください」と呼ぶ）いやいや、端的に答えておりますが。ハイヤーにして金額を明確にするということが意図でございますし、そのときに私は、自分で払うと。

私の経験でいきますと、通常、請求書が来るんですが、これが、ちよつとこの辺で、きのうも御説明しましたように、実務的な連絡がちよつと欠けたという部分でございます。したがって伝票が出ちゃったわけですね、一月十三日に。したがって、伝票が出てしまいますと、会社の流れの中に入ってしまうんです。しかし、きのうもこれも御説明しておりますが、何万という数の伝票の中から一枚を取り出してそこで払うということは、なかなか実務上は手間暇がかかるので、それで来たときに払うというふうにしたわけです。

それで、私は、会社に押しつけるとかそういう気も全くないわけでございます。運転手から料金を聞くということは不可能なんです。お金もそのときにはわからないんです。これがハイヤーを使うときの現実でございます。（発言する者あり）  
○**階委員** 大した問題であるから聞いているんですよ。

まず、何万という伝票から探すのがどうのこうのとか言っていますけれども、この報告書によっても、一月六日にハイヤー配車担当者からこの件

について精算方法について照会があったというふうになっていきますよ。一月六日に照会があって、一月十三日に伝票を出しているわけですよ。十分時間があるじゃないですか。その間、会長に全く問い合わせもしないで、こういう会社の通常の経理のやり方になっている、会社に負担が生じるようなやり方になっている。これは非常に問題だと思えますよ。

なぜ問題かという点、会長の意思がどうであれ、会長の意思を直接確認するでもなく、秘書室の職員が勝手に判断して、これは会社の経費で処理しようということをやっているわけですよ。

しかも、その事務処理たるや、私、きのう確認しましたけれども、資料一というところに例の乗車票のコピーが出されていますけれども、この乗車票の一番左下の部分、降車時刻、それから使用者氏名というところは必ず自署で書くことになっているんだそうです。職員の場合は絶対に自署、それから役員の場合は、出張で不在の場合など対応できないときは、本人の了解を得て代理で記入することもあるということなんですよ。

いずれにしても、最低限本人の了解を得なくてはいけないんですが、それはなかったということではないですか、会長。

○**靱井参考人** 何度も御説明しておりますが、これは私用の、プライベートの利用でございますから、私は、伝票は一切見ておりません。

○**階委員** 結局、このルールに違反しているわけですよ。全くコンプライアンス意識が欠如していますよね、秘書室職員は。だって、ルール上は、

本人の了解を得なければ代署できないことになっていきますよ。ルール違反じゃないですか。

○**靱井参考人** これも申し上げておりますが、今回の件は、事務処理のミスとはいえず、今委員がおっしゃっているように、いろいろな疑いを招いてしまったことはまことに申しわけないと思っております。このようなことが二度と起きないように、しっかりと取り組んでいく。

これもまた、伝票がなぜ出されたのか。一月十五日、これは、一月の場合は日曜日でございます。十三日が一月の上期の伝票の締め切りでございます。そういうところに、配車の方から督促がまた入った。それは出さなきゃいけないと彼は思いました。しかしながら、私はそのときいきなり、誰も相談する相手がいなかったがゆえに、とにかく出しておこうということで伝票が出されたわけでございます。（階委員「ルール違反かどうかを尋ねています」と呼ぶ）まあ、ルール違反でもないと思えます。

○**柵屋委員長** 答弁者、会長に申し上げます。不規則発言にお答えをすることは避けていただきたい、きちつと議論をしていただきたいと思えます。

○**階委員** 今、ルール違反ではないというふうにおっしゃいましたけれども、それでよろしいですか。

○**靱井参考人** 適切な処理と監査委員会で認められております。（発言する者あり）不適切な処理と監査委員会からも指摘されております。

○**階委員** だから、ルール違反ということなんで

すよ。

ルール違反がなせいとも簡単に起きてしまうのか、ここを私は非常に危惧しております。つまりは、本来、本人の了解をとればいいところを、勝手に会長の意図をそんたくして、業務使用だということでは会社の経費にしようということを秘書室の職員がやっていますね。

それからもう一つ、そんたくということであれば、きょうお配りしている資料三をごらんになってください。これは、総選挙の期間中、秋田放送局であった事例です。

この事例について、会長も当然御存じだと思えますけれども、選挙中の十二月の三日から五日にNHKの地域ニュースで放送した企画コーナー、三日間連続ですね。各回の冒頭で、自民党総裁の安倍晋三首相がアベノミクスについて話す映像を放映後、各選挙区の候補者が主張を述べる場面の映像が続いた。この件について、地元の共産党の方がフェアではないというふうに指摘したんですけれども、秋田放送局の放送部長は、アベノミクスに対して視聴者の理解を深めてもらうためだというふうに言い切っていますよ。

これは本当に、こういう言い方でいいんでしょうか。これが、かねがね会長が言っているような、公平公正な、不偏不党な放送と言えるんですか。会長の意図をそんたくして、会長がかねがね、右と言ったら右、あるいは政府の方針がはつきりしないいうちは何もできないような、そういうことを言っているから、現場もこういうふうにとんたくしてなっているんじゃないですか。この件について、

て、地元の放送部長のこの理解を深めてもらうためという発言は問題ないとお考えですか。会長、お答えください。

○**靱井参考人** ちよつと先ほどの発言の中で、一月十三日は水曜日でございます。十五日は木曜日……（発言する者あり）ちよつと失礼します。

○**榎屋委員長** 階猛君の質問にお答えください。

○**靱井参考人** お答えします。

選挙報道については、本当に、我々NHKの放送ガイドラインで、選挙関係のニュースや番組の放送、選挙結果の速報などは、正確な取材と公正な判断によって自主的に行い、公職選挙法の趣旨に従って選挙の公正を損なわないようにすることを掲げております。候補者の主張などは、ニュースや番組で公平公正に取り上げております。

御指摘の放送でも、各選挙区の各候補者のインタビューを公平にお伝えしたと聞いております。

○**階委員** 全くこの件についてお答えになっていないし、問題意識がなさ過ぎると思いますよ。

この一年間、会長の意向をそんたくして現場がさまざまな混乱を生じているということだと思えますよ。秘書室しかり、あるいは秋田放送局しかり。そういうことを生じさせた御自身の責任をどう考えていらっしゃるのか。

靱井会長、最後にお尋ねしますけれども、私は、そろそろ御自身の身を引かれることを考えるべきだと思えますけれども、どうですか。

○**靱井参考人** 済みません、先ほどの日には、一月十三日は火曜日、十五日は木曜日でございますので、これは訂正させていただきます。

それから、ただいまの御質問については、私、先ほども言いましたけれども、就任以来、言葉が不十分で誤解を招いているということについてはまことに申しわけないと思っております。ただ、放送法にのっとって、事実に基づき、公平公正、不偏不党、何人からも規律されない放送を行うということが何より重要だと考えております。

NHKは、定期的に行っている経営の十四指標の世論調査では、「公平・公正」の指標が常に高い期待度と実現度を維持しております。我々は常にモニターをしております。また、放送と通信の融合や国際発信の強化など山積している経営課題について、私が先頭に立って取り組んでおるつもりでございます。

今後も、視聴者の皆様に丁寧な説明を心がけ、前への気持ちで、引き続き会長としての職責を果たしたいというふうに思っております。

○**階委員** けさの新聞でも、多くの市民団体から靱井会長の罷免要求が出ていると報じられていますし、現場職員からも、靱井会長の影響で取材がしづらくなったという声も聞こえます。それから、就職希望者が減ってきたという話も聞きました。NHKの信頼回復のためには、靱井会長が進退の御判断をすべきときに来ているということを申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。